

## 東莞市政府と意見交換会開催

**ジェトロ、在広州日本国総領事館、東莞市内の日本商工会は7月30日、広東省東莞市で市政府と意見交換会（第12回在東莞日系企業と東莞市政府との定期連絡会）を実施した。労働者確保や60歳以上の就業許可取得など日系企業が直面する問題について、各関連部門から回答を得た。**

### 引き続き日系企業を歓迎

本会は2008年から実施されており、今回は第12回目となる。市政府からは楊曉棠・副市長をはじめ、商務局、税関、人力資源局、社会保障局など関連部門の関係者が参加した。日本側はジェトロのほか在広州日本国総領事館、東莞市内の4つの商工会の会長・幹事企業などが参加し、一般参加者も含め日中合わせ約210名が出席した。日本側が事前に提出していた税務、通関、労務などにつき、意見交換を実施した。

楊副市長は冒頭挨拶で「日系企業は外資系企業としては香港・台湾を除いて東莞市で最も投資額が大きい。また、日系企業の企業管理、生産効率、品質の水準は高く、東莞市へ大きく貢献している」と述べ今後も日系企業の投資を歓迎する旨を述べた。



意見交換会の様子（ジェトロ撮影）

日本側の主な質問事項と、これに対する東莞市側の回答の概要は右記の通り。

### 条件により60歳以上も就業可能

#### ○人材募集難と人件費高騰

問：現地進出日系企業にとってワーカー確保の難しさが最大の問題となっている。対応策をお聞かせ願いたい。

答：市内企業の求人情報のPRや企業見学、就職マッチング会などを実施している。

また、2014年下半期に、企業1,043社、17万名以上の従業員に企業給与調査を行い、2014年度東莞市労働視力市場給与指導基準を作成、無料で企業の参考に供した。最寄りの人力資源・社会保障局で受理でき、インターネットでも公開をしている。

#### ○60歳を過ぎた人材の就業許可について

問：60歳を過ぎた場合の就労許可、Zビザの取得が難しくなっている。企業ニーズにあった規定の検討や、柔軟な運用を考えていただけないか？

答：外国人の就業年限は満18歳から満60歳までだが、次の場合は年齢制限を緩和できる。

(1) 東莞市に投資しており直接的に投資企業の経営管理に参与し、マネジメント職を担当する外国籍投資者、外国あるいは台湾・マカオ企業の駐東莞代表組織の首席代表を務める外国人は年齢の制限を受けない

(2) 当市ですでに就業しており、満60歳となる外国人が「外国人就業証」の期限を向かえるにあたり、同一の雇用単位が継続的に雇用を行う場合、「外国人就業証」の延期を申請できる。但し、一般的には65才を超えることはできない

なお、65才を超えるが特殊な技能などがある場合など、個別の状況については個別に判断する。

#### ○悪質な失業保険の受領について

問：労働者が意図的に社内規定に反する行為を行い、会社側から解雇通知を発行させ、失業保険を手にするという事例が何件か発生している。このような行為を禁ずる文言を失業保険条例に追加していただくことは可能か。

答：失業保険条例では労働者に過失がある場合でも失業保険は支払われることになっている。当局としては(1)企業側の意見を上級機関に伝える、(2)失業保険の正しい利用を普及するなどの対応をしている。企業には、規定違反の従業員に対する処罰を厳しくし、違反コストを上昇させることを提案する。

#### ○安心な生活環境の確保について

問：最近市内で引ったくりなどの事件が多く見られる。東莞市の具体的な対応策があればご紹介いただきたい。

答：東莞市政府は窃盗・ひったくり犯罪の取り締まり業務を高度に重視しており、2015年の「人民のために行う10大案件」の一つとしている。パトロールの強化や監視カメラ設置、賃貸住宅のネットワーク化管理などにより予防に努めている。

また、取締りについては窃盗・引ったくり専門部隊の設立、大規模、連続的、区域をまたいだものや新型の案件の取り締まり強化、逃亡者の追跡業務の強化などを行っている。

#### ○通関について

問：貨物を正常に輸出する時、企業の通関資料を完璧に用意しても非合理的な理由で貨物通関を遅延させられることがある。

例えば、蓋と本体の二つの部分で構成される容器について、蓋（あるいは本体）を単独で輸出する際「蓋は容器ではない」という理由で通関を遅延させられるなど。実状に合わない点を指摘して通関業務を遅延させられることがあるため、通関業務の効率向上を図って頂きたい。

答：今回の問題にある蓋のみの輸出については、世界税関機構(WCO)の基準に基づく国際的な名称、HSコードなどについての規定により、蓋は容器としての特徴を有しないため、蓋の素材・材質に基づいて、HSコードが決定される。

もし何か問題があれば、税関ホットラインサービス(12360)まで問い合わせをいただきたい。

当税関としては、通関業務が効率的に行えるよう常に努力している。今後も日系企業との交流と強め、効率的な業務実施を心掛けたい。

### 堤防費は引き続き徴収も企業負担は軽減

#### ○協力金、土地補償金の支払いについて

問：来料加工工場から独資企業となったが、今も毎年「協力サービス費」という費用を支払っている。また、「土地管理費」の徴収は取消されたが、村委會は「土地使用補償料」として現在も徴収している。このような行為を禁止してほしい。

答：2013年初めに東莞市政府は「東莞市人民政府の企業負担をより減少させビジネス環境を向上する実施意見」(東府[2013]1号、下記「市府1号文」と表記)を公布し、市レベルでの費用徴収はすべて取り消された。さらに、鎮・村と企業間の協議費用徴収をルール化することで、企業の負担を軽減した。何か問題が発生した場合は、各鎮の窓口まで申し出てほしい。東莞市としても各鎮を巡回して「市府1号文」の実施状況を監督する。

#### ○堤防費の徴収停止について

問：広州市では2015年1月1日から堤防費の徴収が停止されたが、東莞市では堤防費の徴収停止を考えているか。

答：現時点で堤防費の徴収停止は考えていない。ただ、東莞市では、下限費用率標準に基づき徴収を行っており、かつ50万円を上限とする徴収政策を実施してきた。また、月額売上が2万円以下の中小・小型企業に対しては免除を行うなどの優遇政策を実施している。2014年には納付上限を50万円から45万円に引き下げた。

#### ○住宅積立金の納付比率について

問：住宅積立金につき一つの企業が複数の納付比率を使用することは可能か？

答：2007年公布・実施の「東莞市住宅積立金納付管理方法」には「一つの納付単位につき、三つの納付率を上回らないこと」との規定があった。しかし、2013年の同方法の改正で同規定は取り消された。また、広東省政府発布の「住宅積立金の管理活動を強化する意見(ドラフト)」でも、一つの納付単位につき、一つの比率で納付するよう定められている。

(注.1) 本意見交換会の詳細については、ジェトロの以下のURLを参照。

<http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/kanan.html>

(注.2) 本資料はご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。可能な限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、会員企業サポート室及びジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

【出所】2015年8月10日付ジェトロ通商弘報記事を本誌掲載用に修正。